



INTELLIGENT WAVE INC.

証券コード：4847

# 第41期 定時株主総会 招集ご通知

2023年7月1日～2024年6月30日

- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。  
[https://www.iwi.co.jp/ir/stock/general\\_meeting.html](https://www.iwi.co.jp/ir/stock/general_meeting.html)
- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **インテリジェント ウェイブ**

- 日時 | 2024年9月25日(水曜日)  
午前10時  
(受付開始 午前9時)
- 場所 | 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテルイースト21東京  
1階「イースト21ホール」

議決権 行使期限	2024年9月24日(火曜日) 午後6時まで
-------------	---------------------------

## 目次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役4名選任の件	
● 事業報告	21
● 計算書類	45

証券コード4847  
2024年9月4日  
(電子提供措置の開始日2024年9月3日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号  
株式会社インテリジェント ウェイブ  
代表取締役社長 佐藤 邦光

## 第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトにて「第41期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

〈当社ウェブサイト〉

[https://www.iwi.co.jp/ir/stock/general\\_meeting.html](https://www.iwi.co.jp/ir/stock/general_meeting.html)

〈東京証券取引所ウェブサイト〉

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名(会社名)」に「インテリジェント ウェイブ」又は「コード」に「4847」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

本株主総会につきましては、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月24日(火曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に記載のURLにアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月25日(水曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
3. 目的事項

**報告事項**

第41期(2023年7月1日から2024年6月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
- 第3号議案** 監査役4名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。是非とも議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

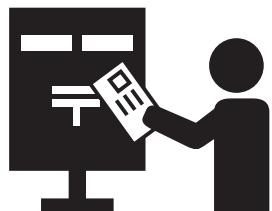


### 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として第41期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時 **2024年9月25日（水曜日）午前10時**

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずにご提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 **2024年9月24日（火曜日）午後6時**

### 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使

(詳しくは、次頁をご覧ください。)



当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限 **2024年9月24日（火曜日）午後6時**

## インターネットによる議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、**同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログイン**していただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。



### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限は**2024年9月24日(火曜日)午後6時まで**であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

スマートフォンから「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイト  
にアクセスすることも可能です。



### 機関投資家の皆様へ

議決権電子行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### ご利用時の注意事項について

- ◎ 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ◎ 議決権行使コード及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ◎ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ◎ 議決権行使コード及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ◎ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

このような基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、株主還元策を充実させることの一環として、配当性向を5割程度に引き上げ、創立40周年の記念配当10円を加え、1株につき25円としたいと存じます。なお当期から開始し、すでに実施済みの中間配当金1株につき15円を含めました当期の年間配当金は1株につき40円となり、前期に比べ20円の増配となります。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額656,997,850円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年9月26日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営陣の充実強化を図るため2名増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さとう くにみつ 佐藤 邦光 (1959年12月23日)	1983年4月 大日本印刷株式会社入社 2001年10月 同社ビジネスフォーム事業部ICカード本部営業開発部長 2006年4月 同社IPS事業部ICカードビジネス開発本部ICカードビジネス開発部長 2007年4月 同社IPS事業部ICカードビジネス開発本部長 2012年10月 同社情報ソリューション事業部デジタルセキュリティ本部長 2016年4月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンター副センター長 2018年4月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンター長 2019年9月 当社取締役 2020年4月 大日本印刷株式会社情報イノベーション事業部 副事業部長 2020年9月 当社代表取締役社長（現任）	19,100株
<取締役候補者とする理由> 佐藤邦光氏は、2020年9月に代表取締役社長に就任し、業界における豊富な経験と見識を有しており、強いリーダーシップを発揮し、当社の組織全体を掌握し適切な助言と情報提供を行い、業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	かわかみ こうじ 川上 晃司 (1963年10月9日)	1987年 4 月 大日本印刷株式会社入社 2001年10月 同社ビジネスフォーム事業部東京第2 営業本 部営業第3 部第2 課長 2006年 4 月 同社IPS事業部IPS第2 営業本部営業第3 部長 2011年10月 同社IPS事業部IPS第6 営業本部長 2016年 9 月 当社取締役 2019年 9 月 当社取締役退任 2020年 4 月 大日本印刷株式会社情報イノベーション事業 部第2 CXセンター長 2023年 4 月 同社情報イノベーション事業部 副事業部長 2023年11月 同社情報イノベーション事業部 副事業部長 理事（現任）	一株
<取締役候補者とする理由> 川上晃司氏は、2016年より3年間当社の取締役として当社事業の発展に貢献するとともに、クレジットカード業界やセキュリティ業界など当社事業に関連する幅広い知見並びに組織運営においても強いリーダーシップを発揮されており、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	たちのおか けんいち 立野岡 健一 (1963年8月16日)	1988年4月 当社入社 2010年7月 当社執行役員 証券ソリューション事業部長 2014年9月 当社取締役 金融システム開発本部長兼証券システム開発本部長兼セキュリティシステム開発本部担当 2022年7月 当社常務執行役員 Strategy & R&D本部担当兼セキュリティシステム本部担当兼品質保証部担当 2022年9月 当社取締役 専務執行役員 海外事業推進室兼Strategy & R&D本部担当兼セキュリティシステム本部担当兼品質保証部担当 2023年4月 当社取締役 専務執行役員 海外事業推進室担当兼Strategy & R&D本部担当兼セキュリティシステム本部担当兼品質保証部担当兼人的資本経営推進室担当兼情報セキュリティ部担当 2023年6月 株式会社ODNソリューション取締役 (現任) 2023年7月 当社取締役 専務執行役員 海外事業推進室担当兼Strategy & R&D本部担当兼品質保証部担当兼人的資本経営推進室担当兼情報セキュリティ部担当 2023年10月 当社取締役 専務執行役員 経営管理本部担当兼人事総務本部担当兼海外事業推進室担当兼Strategy & R&D本部担当兼品質保証部担当兼人的資本経営推進室担当 2023年11月 当社取締役 専務執行役員 経営管理本部担当兼人事総務本部担当兼品質保証部担当兼人的資本経営推進室担当 2024年2月 当社取締役 専務執行役員 経営管理本部担当兼人事総務本部担当兼品質保証本部担当兼人的資本経営推進室担当 (現任)	7,600株
<取締役候補者とする理由> 立野岡健一氏は、システム開発に加えて、セキュリティ製品の開発及び販売、さらに品質保証全般まで幅広い業務知識と経験を有しており、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ことう たいすけ 後藤 泰佐 (1974年4月27日)	1998年12月 株式会社ソフトジャパン入社 2005年3月 当社入社 2018年9月 当社取締役 第三システム開発本部長 2019年7月 当社取締役 経営管理本部担当兼経営企画室担当 2020年9月 当社取締役 執行役員 経営管理本部担当兼経営企画室担当 2021年9月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部担当兼経営企画室担当 2022年9月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室担当兼情報システム部担当 2023年2月 当社取締役 常務執行役員 第二システム本部担当兼情報システム部担当 (現任)	5,200株
<取締役候補者とする理由> 後藤泰佐氏は、当社入社以来、クレジットカード取引の不正利用を検知する不正検知システムの開発を中心に、当社製品開発を担当し、豊富な業務知識と経験を有しており、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			
5	さいとう かおり 斎藤 香織 (1967年3月20日)	1989年4月 大日本印刷株式会社入社 2002年10月 同社IPS事業部IPS第1営業本部CS推進部第1グループリーダー 2012年10月 同社情報ソリューション事業部CS推進本部第2部長 2015年10月 同社情報ソリューション事業部第2プロセスサポート本部長 2021年10月 同社人事本部人事部 副部長 2022年10月 同社人事本部人事部長 2023年10月 株式会社DNPヒューマンサービス 取締役・執行役員 (現任)	一株
<取締役候補者とする理由> 斎藤香織氏は、顧客サポート組織の管理職として役割を発揮するとともに、人事に関する業務の知見を有し、取締役・執行役員として業務執行責任者としての経験をもっており、ダイバシティーの観点からも当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
	わたなべ あきら 渡 部 晃 (1953年5月13日)	1979年4月 弁護士登録（現任） 渡部晃法律事務所 1999年4月 学習院大学法学部特別客員教授 2003年4月 成蹊大学法学部客員教授 2004年4月 学習院大学法科大学院教授 2013年9月 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 2014年9月 当社取締役（現任） 2019年4月 東京大学先端科学技術研究センター客員研究員 2023年4月 東京大学先端科学技術研究センター上級客員研究員（現任）	21,200株
6	<p>&lt;社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要&gt;</p> <p>渡部晃氏は、弁護士として法律専門知識を有しており、また東京大学先端科学技術研究センター特任教授等を歴任して学識もあることから、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行ううえで、業務執行を行う経営陣から独立した立場で適切な助言と提言をいただいております。また、2021年6月に指名・報酬委員会の委員に就任し、取締役候補者、執行役員の選任、取締役の報酬等の決定につき、客観的・中立的な立場で参画しております。2022年1月に、特別委員会の委員長に就任し、当社のガバナンス体制の更なる強化に貢献すること、及び適切な助言と提言に期待できるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後もこれまでどおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>また、当社は、渡部晃法律事務所に所属する別の弁護士と個別に顧問契約を締結していますが、これは渡部晃氏との取引には該当せず、契約による取引の規模と性質に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断しております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
7	み き けんいち (1955年7月11日)	1978年4月 大和証券株式会社入社 1979年8月 大和コンピュータサービス株式会社 (現株式会社大和総研) 入社 2002年6月 同社システムソリューション事業本部長 2004年4月 同社執行役員システムソリューション事業本 部長兼テレコムシステム事業本部長兼社会保 険システム事業本部担当兼情報セキュリティ 責任者 2005年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員 業務担当 2006年6月 株式会社証券保管振替機構社外取締役 2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社常務執行 役員業務担当 2010年1月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社常 務執行役員業務担当 2010年4月 大和証券株式会社常務取締役 管理副本部長 2011年4月 株式会社大和総研ホールディングス専務取締 役兼DIRインフォメーションシステムズ株 式会社代表取締役社長 2015年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション 専務取締役兼訊和創新科技(北京)有限公司 董事長兼済南訊和信息技術有限公司董事長 2016年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション 顧問 2017年4月 同社顧問 退任 2017年9月 当社取締役(現任) 2024年6月 一般財団法人全国山の日協議会常務理事 (現任)	一株
<p>&lt;社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要&gt;</p> <p>三木健一氏は、長年にわたり株式会社大和総研において、システム開発部門を担当した後、大和証券エスエムビーシー株式会社では常務執行役員業務担当、大和証券キャピタル・マーケット株式会社では常務執行役員業務担当を経て、大和証券株式会社常務取締役を務め、経営者の経歴と業界に精通した豊富な知識を有しており、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行ううえで、業務執行を行う経営陣から独立した立場で適切な助言と提言をいただいております。また、2021年6月に指名・報酬委員会委員長に就任し、取締役候補者、執行役員の選任、取締役の報酬等の決定につき、客観的・中立的な立場で参画しております。当社のガバナンス体制の更なる強化に貢献すること、及び適切な助言と提言に期待できるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、当社とソフトウェアの開発及び保守の取引がある大和証券株式会社、株式会社大和総研ホールディングス、株式会社大和総研ビジネス・イノベーションにて取締役、顧問でありましたが、2017年4月に退任しており、またこれら各社との取引規模、性質に照らして株主、投資家の判断に影響を及ぼす恐れがないと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	すぐたひろし 直田宏 (1957年9月8日)	1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 経営企画部長兼CIO 2008年4月 同社情報産業部門長代行 2009年4月 同社海外市場部長 2011年4月 同社情報通信部門長代行 2012年4月 伊藤忠ケーブルシステム株式会社 代表取締役社長 2014年4月 コネクシオ株式会社 常務執行役員 経営企画部門長 2014年6月 同社取締役常務執行役員 経営企画部門長 2017年6月 同社取締役専務執行役員職能管掌兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼経営企画部門長 2019年4月 同社取締役専務執行役員 法人本部長 2021年4月 同社代表取締役社長 2023年4月 同社顧問 2024年4月 同社顧問退任	一株
<p>&lt;社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要&gt;</p> <p>直田宏氏は、伊藤忠商事株式会社において情報通信分野に関する営業、事業開発、M&amp;A、経営企画やそれらの組織を統括するとともに、海外事業の管理統括者としての経験を有しております。また伊藤忠ケーブルシステム株式会社、上場企業（就任当時）であるコネクシオ株式会社において代表取締役社長として企業経営を経験しております。これらの経営者としての経歴と業界に関する知識を有しており、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行ううえで、業務執行を行う経営陣から独立した立場で適切な助言と提言に期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 川上晃司氏及び斎藤香織氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 直田宏氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 渡部晃氏及び三木健一氏は、社外取締役候補者であります。  
 また、渡部晃氏及び三木健一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数  
 渡部晃氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって10年です。  
 また、三木健一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって7年です。
6. 当社は、渡部晃氏及び三木健一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は両氏との間で引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、社外取締役候補者である直田宏氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、直田宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において直田宏氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
8. 当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会決議のうえ、保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役佐藤宏、竹林昇、堀江正之の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役別府直之氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しょうじ ともゆき 小路朋之 (1974年10月22日)	2001年10月 大日本印刷株式会社入社 2001年12月 同社C&I総合企画開発本部C&I企画開発センター e-マーケティングソリューション企画開発室 CRMソリューション企画開発グループ 2016年4月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンターコンサルティング本部マーケティングコンサルティング部 diip事業グループリーダー 2018年10月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンターデジタルマーケティング本部 デジタルマーケティングプラットフォーム部長 2022年10月 同社事業推進本部事業提携推進部 2023年4月 同社事業推進本部事業開発部第2グループリーダー（現任）	一株
<監査役候補者とする理由> 小路朋之氏は、マーケティング、事業開発、経営企画などの知見を有しており、客観的な立場から、有益な意見やご指摘をいただけることを期待できるため、監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	たけばやし のぼる 竹 林 昇 (1958年8月14日)	1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1988年8月 エヌシーアイ総合システム株式会社出向 1996年4月 伊藤忠商事株式会社IT企画部業務改革室長 2000年1月 インフォアベニュー株式会社出向代表取締役社長 2008年4月 伊藤忠商事株式会社IT企画部IT企画部長 2011年4月 株式会社ファミリーマート 執行役員システム本部長補佐兼システム統括部長 2012年5月 同社取締役システム本部長補佐兼システム統括部長 2013年5月 同社取締役常務執行役員 システム本部長 2014年3月 株式会社ファミマ・ドット・コム 代表取締役社長 伊藤忠インタラクティブ株式会社取締役 2015年6月 エキサイト株式会社社外取締役 2018年4月 株式会社DXA 代表取締役社長（現任） 2018年7月 株式会社ウェブレッジ監査役 2019年12月 Bravesoft株式会社監査役 2020年9月 当社監査役（現任）	一株
<社外監査役候補者とする理由> 竹林昇氏は、取締役等、経営者としての経験を持ち、IT業界に精通した豊富な知識と経験、また幅広い見識を有しており、客観的な立場から経営全般の監視と助言をいただけると期待できるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ほりえ まさゆき 堀江正之 (1958年9月28日)	1996年4月 日本大学商学部教授 2011年4月 情報セキュリティ大学院大学客員教授（現任） 2015年6月 NECネットワークスアイ株式会社社外監査役 2017年6月 システム監査学会常任理事 2020年9月 当社監査役（現任） 2021年9月 日本監査研究学会理事（現任） 2022年11月 日本ガバナンス研究学会理事（現任） 2023年6月 システム監査学会副会長（現任） 2024年4月 日本大学商学部特任教授（現任）	一株
<p>&lt;社外監査役候補者とする理由&gt;</p> <p>堀江正之氏は、大学教授として主に企業経営におけるIT内部統制やIT監査に関する深い見識を有するとともに、日本監査研究学会理事を務めるなど豊富な経験を有しており、客観的な立場から有益な意見やご指摘をいただけると期待できるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	かんばやし やすし 上林靖史 (1967年5月11日)	1991年4月 株式会社日本興業銀行（現みずほ銀行） 入行 2006年11月 株式会社インデックス・ホールディングス 2009年1月 株式会社ディー・エヌ・エー 2009年6月 同社執行役員経営企画本部長 2012年5月 株式会社ペイジェント 代表取締役社長 2019年2月 株式会社ディー・エヌ・エー スポーツ事業本部シニアマネージャー経営管理部長兼ランニング統括部長 2019年6月 リーダー電子株式会社社外取締役（監査等委員） 2020年2月 合同会社officeYJK代表社員（現任） 2020年4月 株式会社ディー・エヌ・エー スポーツ事業本部シニアマネージャー経営管理部長兼ランニング統括部長兼スマートシティ統括部副統括部長 2020年12月 リノベる株式会社 上席執行役員経営企画本部長 2021年6月 リーダー電子株式会社 社外取締役（監査等委員） 退任 2022年7月 一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン 特命担当エグゼクティブマネージャー 2023年1月 ジャパンラグビーマーケティング株式会社 執行役員システム・経営管理本部本部長	一株
<社外監査役候補者とする理由> 上林靖史氏は、金融業界及びIT業界、更にはスポーツ業界など幅広い分野において豊富な経験と知見等を有しております。また、株式会社ペイジェントでは代表取締役社長として決済分野に関する事業経験も有しており、客観的な立場から経営全般の監視と助言をいただけると期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 小路朋之氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 上林靖史氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 竹林昇、堀江正之の両氏は、社外監査役候補者であります。  
 また、竹林昇、堀江正之の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外監査役候補者が当社社外監査役に就任してからの年数  
 竹林昇、堀江正之の両氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年です。
6. 当社は、竹林昇、堀江正之の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で、引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、社外監査役候補者である上林靖史氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、上林靖史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において上林靖史氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
8. 当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、各候補者が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会決議のうえ、保険契約を更新する予定であります。

以 上

## 独立役員の独立性判断基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの客観性、中立性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という）の独立性に関する基準を次のとおり定め、各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立役員として指定しております。

1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者（注1）  
主要な取引先とは、直近の3事業年度（注2）のいずれかにおける当社との取引において当該取引先の年間連結売上上の5%以上の支払を当社から受けた取引先とします。
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者（注1）  
主要な取引先とは、直近の3事業年度（注2）のいずれかにおける当社との取引において、当社の年間連結売上上の5%以上の支払を当社が行った取引先とします。
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家  
多額の金銭その他の財産とは、金額に換算して年間1,000万円以上とします。
4. 過去3事業年度（注2）のいずれかの時期において上記1. から3. のいずれかに該当していた者
5. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の①から③までのいずれかに該当していた者
  - ①当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
  - ②当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - ③当社の兄弟会社の業務執行者
6. 次の①から④のいずれかの者の二親等以内の親族
  - ①上記1. から5. に掲げる者
  - ②当社の子会社の業務執行者（注1）
  - ③当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員に指名する場合）
  - ④過去3事業年度（注2）において上記①②又は当社の業務執行者（注1）に該当していた者
7. 当社の主要株主又はその業務執行者（注1）  
主要な株主とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有するものをいいます。  
（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいいます。  
（注2）起算日は、株主総会に提出する選任議案を決定する時点とします。

**ご参考：第2号議案・第3号議案が承認されたのちの取締役・監査役体制（予定）**

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役・監査役が有する主な専門性・知見・経験は、以下のとおりであります。

氏名	経営・コーポレート					戦略・事業推進					
	企業 経営	事業 経営	財務 ・ 会計	法務 コンプ ライア ンス	人事 労務	営業	システ ム開発	プロジ ェクト マネジ メント	事業 開発	M&A	海外 事業
佐藤邦光	○	○					○	○	○	○	○
川上晃司	○	○				○		○			
立野岡健一		○			○	○	○	○	○		○
後藤泰佐		○			○		○	○			
斎藤香織		○			○	○		○			
渡部 晃				○							
三木健一	○	○			○		○	○	○		○
直田 宏	○	○		○		○		○	○	○	○
松田 剛		○					○	○	○		
小路朋之		○					○	○	○	○	
竹林 昇	○	○					○	○	○		
堀江正之			○								
上林靖史	○	○	○	○	○		○	○		○	

# 事業報告

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

#### (1) 事業の状況

当事業年度の国内経済は、緩やかに回復しました。個人消費は持ち直しに足踏みもみられました。設備投資は持ち直しの動きがあり、ソフトウェア投資は増加しました。企業業績についても、総じて改善しました。当社の主要な事業領域であるクレジットカード業界においては、クレジットカード会社の取扱高は前年の実績を引き続き上回り推移しています。経済産業省はキャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度にするという目標を掲げていますが、2023年の算出結果は、キャッシュレス決済比率39.3%、キャッシュレス決済金額126.7兆円となり、堅調に上昇しています。クレジットカード業界においては、不正利用被害額の増加により不正検知のニーズが急速に高まっており、システム基盤はモダナイゼーションや費用対効果向上のためにクラウド導入の動きが加速化、また業界を問わずセキュリティに対するIT投資意欲も高まっています。

こうした事業環境の中、当社は事業構造の変革や事業領域の拡大による事業基盤の強化、拡大を進めるとともに、自らの持続的成長に向けて、人財基盤と共創基盤の確立に取り組んでいます。

事業基盤の強化、拡大においては、当社が強みをもつ決済業務に係るシステム開発を基礎として、クラウドサービスの成長によるストックビジネスの拡大と、決済データの利活用や顧客のIT戦略支援による決済領域の拡大、セキュリティ事業の構造改革、及び、決済・金融以外の産業のDXに貢献するIT基盤の提供による事業領域の拡大を進めています。人財基盤については、人的資本経営推進室を新設し、事業戦略に合致した人財戦略を進め、共創基盤については、事業改革を進めるビジネスリライアビリティプロジェクトや共創プロジェクト等の社内プロジェクトを立ち上げ、組織横断型、社員全員参加型の取組み、対話を深めています。

当事業年度の業績は、売上高14,518百万円（前期比8.5%増）、営業利益2,030百万円（同30.5%増）、営業利益率14.0%となりました。当社は、2021年8月に中期事業計画「15ALL」を公表し、2024年6月期に売上高150億円、営業利益率15.0%の達成を目指し取り組んできました。目標数値にはあと一歩のところまで届きませんでした。この3年間の売上高の年平均成長率（CAGR）は9.1%となり、事業規模を大幅に拡大し、当事業年度は

売上、利益ともに過去最高を達成しました。特に決済領域のシステム開発では、新規領域として大手カード会社のアクワイアリングシステム開発を受注したことが売上成長をけん引し、そのほか既存顧客のカード会社においても主力のFEPシステム※、及び不正検知システム以外の領域拡大を進め、売上が増加しました。今中期事業計画で拡大を目指したクラウドサービスについては、この3年間の売上高の年平均成長率（CAGR）は38.5%となりました。新規にカード事業や決済事業を起ち上げる事業会社にとって当社のクラウドサービスが有力な選択肢の一つとなったほか、カード不正検知の分野では、中小カード会社を中心に共同利用型不正検知サービスの導入が増加しました。

当事業年度の売上高の内訳については、大手カード会社のアクワイアリングシステム開発や主力のFEP、及び不正検知システム以外のシステム開発、クラウドサービスのユーザー数増加により大幅増収となりました。セキュリティについても、取扱製品の絞り込みに加え、当事業年度は暗号鍵管理システム（HSM）、ID管理ソリューションなどの販売が貢献し、売上高が増加しました。

売上総利益は、システム開発やクラウドサービスの売上増加や、システム開発の堅調な粗利率推移により増加しました。販売管理費はコストの最適化を進めたことで前期並みとなりました。その結果、営業利益2,030百万円（前期比30.5%増）、経常利益2,072百万円（同29.3%増）、当期純利益1,420百万円（同21.9%増）となりました。受注については、受注高20,128百万円（同36.1%増）、受注残高16,584百万円（同51.1%増）となりました。クラウドサービスやセキュリティを中心に複数年契約の受注もあり、受注高、受注残高ともに大幅に増加しました。

なお、クラウドサービスについては、売上高2,504百万円（前期比34.1%増）、売上総利益350百万円（同1.5倍）となりました。またクラウドサービスは主に複数年契約の受注となっており、6月末時点で受注残高は9,426百万円となりました。

当社は、決済領域では主にクレジットカード会社のFEPシステムや不正検知システムの開発を行っています。システムの中核は「NET+1（ネットプラスワン）」「ACEPlus（エースプラス）」等の自社製品で構成しており、例えば、FEPシステムの開発では、自社製品販売と、顧客の機能要件に合わせてカスタマイズするシステム開発、開発したソフトウェアを搭載するハードウェア販売の売上がそれぞれ計上されます。

また、セキュリティ領域では、企業組織の内部情報漏えいを防ぐ自社製品と、サイバーセキュリティ対策のための他社製品の開発・販売を行っています。

※ FEP(Front End Processing)システム：クレジットカード決済処理に必要なネットワーク接続やカード使用認証等の機能をもつハードウェア、及びソフトウェア

**(2) 資金調達の様況**

特記すべき事項はありません。

**(3) 設備投資の様況**

特記すべき事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況**

特記すべき事項はありません。

**(5) 他の方社の方業の譲受けの様況**

特記すべき事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の方人等の方業に関する権利義務の承継の様況**

特記すべき事項はありません。

**(7) 他の方社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況**

① 株式の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

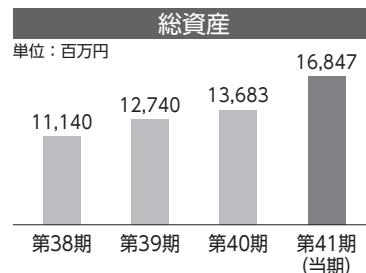
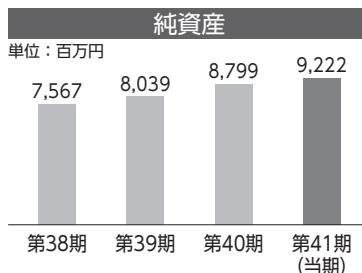
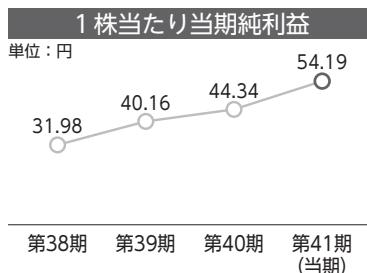
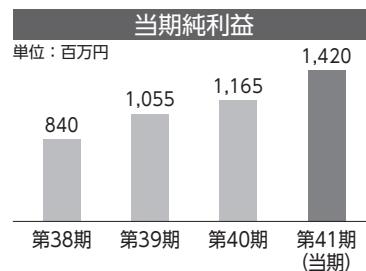
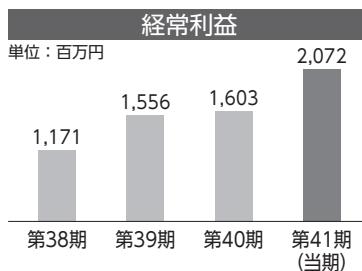
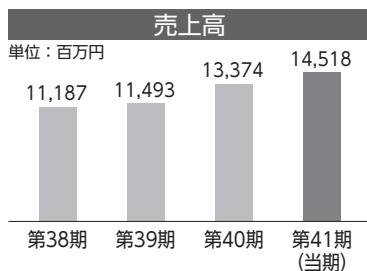
② 新株予約権の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

## 2. 財産及び損益の状況

	第38期 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)	第39期 (2021年7月1日から 2022年6月30日まで)	第40期 (2022年7月1日から 2023年6月30日まで)	第41期(当期) (2023年7月1日から 2024年6月30日まで)
売上高 (百万円)	11,187	11,493	13,374	14,518
経常利益 (百万円)	1,171	1,556	1,603	2,072
当期純利益 (百万円)	840	1,055	1,165	1,420
1株当たり当期純利益	31円98銭	40円16銭	44円34銭	54円19銭
純資産 (百万円)	7,567	8,039	8,799	9,222
総資産 (百万円)	11,140	12,740	13,683	16,847
1株当たり純資産額	287円85銭	305円87銭	334円84銭	352円26銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しており、第39期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社に関する事項

当社の親会社は大日本印刷株式会社で、同社は当社の普通株式13,330,700株（議決権比率50.76%）を保有しています。

#### (2) 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ソフトウェア開発等については、市場価格、原価率を勘案して当社見積価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れています。当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しています。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっています。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

二. 当社は、「特別委員会規程」に基づき、支配株主である大日本印刷株式会社と少数株主との利益が相反する重要な取引、行為が生じる場合、その他必要と認められる事項が生じる場合について、審議・検討を行うため、2021年12月8日に独立社外取締役2名全員及び独立社外監査役1名の社外役員のみで構成する特別委員会を設置いたしました。

#### (3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社は2025年6月期から始まる、新たな3カ年中期経営計画を策定しました。今中期経営計画では、“Transformation for the Future”を掲げ、2030年代を見据え、事業の多角化と持続的な成長の基盤づくりに取り組んでいきます。決済・セキュリティ・テクノロジー領域を中心とした、様々な分野で積極的に事業を展開することで、人々の生活に価値をもたらし、新たな信頼性を創造していきます。

コアビジネスである決済領域は、当社独自のプロダクトや決済業界におけるポジションを活かし事業領域をさらに拡大することで、持続的な成長を図ります。また、セキュリティ領域を第二の柱へと成長させ、データ通信・分析基盤事業（新領域ビジネスの分野）では、強みをもつ技術を活用して成長市場へ展開するとともに、SX、GXへの取組みも強化します。

これらの実現に向けて、この3年間は、「事業」「技術」「人財」の3つの“変革”に注力します。また、DNPグループとの連携をこれまで以上に進めることで、それぞれの顧客基盤を活用しながら事業競争力を強化するとともに、この3年間で多角化に向けた収益基盤の強化期間と位置づけ、中長期的な安定成長を達成できるよう、各種施策を推進してまいります。

##### イ. 事業の“変革”

当社最大の強みである自社プロダクト・サービスを活かした事業領域拡大と、収益構造の見直しと、これら保有ソリューションの価値最大化に取り組みます。

・ 決済領域：自社プロダクトや決済業界における当社ポジションを活かすことで事業領域を拡大します。決済業界のDX化推進に貢献していくとともに、業界横断の不正利用対策スキームの構築を主導します。

・ セキュリティ領域：収益性の高い自社プロダクトを中心に販売を強化するとともに、IoTセキュリティにも焦点をあて、セキュリティビジネスを拡大します。また、他社との共創により、SOC (Security Operation Center)のノウハウを蓄積することで構築から運用までの新たなセキュリティエコシステムを提供し、当社独自の強みとしていきます。

・ 新領域（データ通信・分析基盤）：「高速・大容量・分析」などのコア技術を活用し、成長市場への展開を模索することで新規事業を開拓します。自社プロダクトを活かし、オンリーワンのポジション確立を目指します。

##### ロ. 技術の“変革”

「事業」の“変革”を加速するため、当社のコア技術を中心に据えて、最先端技術やDXとの掛け合わせで優位性を確保し、価値の最大化と新たな価値の創出を図ります。ま

たR&D機能の強化に向けては専任担当者に加え各事業本部に兼務者を選任し、既存事業からニーズをくみ取り、強みの技術を活用した新規事業拡大に取組みます。

#### ハ. 人財の“変革”

事業の“変革”と技術の“変革”に直結した、人財の“変革”に取組みます。事業戦略に即した人財の流動化と育成を進めるとともに、事業企画人財の育成やコンサル機能の強化を進めます。同時に各等級(グレード)の期待役割や評価基準を見直し、評価・報酬・等級の連動による公正評価の実現を進めます。

#### 二. 非財務領域

人の可能性を最大限に引き出し、あらゆるステークホルダーと「共創」することで、IVIらしい価値の創出を実現させます。新規事業創出を担う社内人財の育成を進めるとともに、SX、GXなどの社会課題を解決するITソリューションの創造にも積極的に挑戦していきます。また、社員の働きやすさや心身の健康に対する取組みを充実させるなど、Well-Beingの実現にも引き続き取組んでまいります。社外のステークホルダーに対しては、事業拠点がある函館の未来人財の育成や、函館、沖縄における地域社会への貢献にも取組んでまいります。

**5. 主要な事業内容**（2024年6月30日現在）

コンピュータソフトウェアの開発、導入、販売及びそれに伴うコンサルタント業務  
インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、導入、販売、運用並びに保守  
情報セキュリティシステムの企画、開発、導入、販売、運用並びに保守  
コンピュータ機器輸出入販売  
海外コンピュータ関連企業の日本代理店の選定、及び日本子会社又は支店の設置に関する  
コンサルティング業務

**6. 主要な事業所**（2024年6月30日現在）

本 社 東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー  
函館事業所 北海道函館市鈴蘭丘3番122 ウェイブ函館

**7. 使用人の状況**（2024年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
492名	16名増	39.30歳	10.80年

(注) 使用人数には、出向者（1名）、及び臨時従業員（10名）を含んでおりません。

**8. 主要な借入先の状況**（2024年6月30日現在）

該当事項はありません。

**9. その他会社の現況に関する事項**

該当事項はありません。

## II. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況

(2024年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 邦 光	
取 締 役 専務執行役員	立野岡 健 一	経営管理本部担当 兼 人事総務本部担当 兼 品質保証本部担当 兼 人的資本経営推進室担当 株式会社ODNソリューション 取締役
取 締 役 常務執行役員	後 藤 泰 佐	第二システム本部担当 兼 情報システム部担当
取 締 役	佐 古 都 江	株式会社DNP情報システム 取締役 大日本印刷株式会社 執行役員 情報システム本部長
取 締 役	渡 部 晃	渡部晃法律事務所 弁護士 東京大学先端科学技術研究センター 上級客員研究員
取 締 役	三 木 健 一	一般財団法人全国山の日協議会 常務理事
監 査 役	松 田 剛	(常 勤)
監 査 役	別 府 直 之	教育出版株式会社 顧問 (大日本印刷株式会社より出向)
監 査 役	佐 藤 宏	株式会社アクシス 社外取締役 株式会社テリロジーホールディングス 社外監査役
監 査 役	竹 林 昇	株式会社DXA 代表取締役社長
監 査 役	堀 江 正 之	日本大学商学部 特任教授 情報セキュリティ大学院大学 客員教授 システム監査学会 副会長 日本監査研究学会 理事 日本ガバナンス研究学会 理事

(注) 1. 当事業年度中の会社役員の異動は、次のとおりです。

(1) 担当の変更 (2023年10月1日付け)

新体制に伴い、担当を一部変更いたしました。

取締役 専務執行役員 立野岡健一 経営管理本部担当 兼 人事総務本部担当 兼 海外事業推進室担当 兼 Strategy & R&D本部担当 兼 品質保証部担当 兼 人的資本経営推進室担当

(2) 担当の変更 (2023年11月1日付け)

組織体制の見直し、役割・責任の明確化のため、担当を一部変更いたしました。

取締役 専務執行役員 立野岡健一 経営管理本部担当 兼 人事総務本部担当 兼 品質保証部担当 兼 人的資本経営推進室担当

(3) 担当の変更 (2024年2月1日付け)

組織改廃に伴い、担当部名を一部変更いたしました。

取締役 専務執行役員 立野岡健一 経営管理本部担当 兼 人事総務本部担当 兼 品質保証部担当 兼 人的資本経営推進室担当

2. 取締役渡部晃及び三木健一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役佐藤宏、竹林昇及び堀江正之の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役堀江正之氏は、大学教授のほか、日本監査研究学会及び日本ガバナンス研究学会などで要職を歴任しており、会計や監査に関する長年の研究を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役渡部晃、三木健一、監査役佐藤宏、竹林昇及び堀江正之の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも、法令が規定する額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は、全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で算定しております。

取締役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第23期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人給与を含まない。）と決議いただいております。また、株式報酬制度については、2023年9月27日開催の第40期定時株主総会において決議いただいております。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、100,000ポイント（うち取締役分として60,000ポイント）が上限となっており、当該決議に係る取締役の員数は3名となります。

監査役の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第32期定時株主総会で、年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議後の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。

### ① 常勤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

#### イ. 決定方針の決定方法

常勤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役会の諮問機関であり、独立社外取締役が委員長を務め独立社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員

会にて、報酬水準の妥当性を含めて審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会にて決定されます。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、独立社外取締役の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ロ. 決定方針の内容の概要

常勤取締役の報酬等は、固定の月額報酬、業績連動報酬である賞与、株式報酬制度（株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））、により構成することとしています。

2024年6月期は、株式報酬制度（BBT）の導入に伴い固定の月額報酬を増額し、業績連動報酬の係数を減少させることにより、前年と同じ業績とした場合の常勤取締役の金銭報酬の総額は、対前年より減少しております。

固定の月額報酬は、役位ごとに定められた基準報酬テーブルを用いて金額を算定のうえ、決定しています。

業績連動報酬としての賞与について、事業年度の業績を明確に反映するため、営業利益を指標とし、役位に基づき定められた係数によって算定する報酬制度を運用しています。2024年6月期の常勤取締役の賞与の総額は、常勤取締役及び執行役員の前年度の営業利益2,078百万円に対し、1,000百万円に、1,000百万円から2,000百万円までの営業利益×50%、2,000百万円超の営業利益×25%をした519百万円を加えた1,519百万円を指標に、役位別係数を乗じた28,870千円となりました。

また、賞与の支給に際し、代表取締役社長が、取締役及び執行役員の担当業績及び人財基盤、共創基盤、その他ESGへの貢献等を評価し一定金額の増減をできることになっております。

株式報酬は、2023年9月27日開催の第40期定時株主総会において決議いただいた、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

対象は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役並びに監査役は対象外となります。）及び執行役員に対して、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、100,000ポイント（うち取締役分として60,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場

合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。また、給付を受けた取締役等であっても、役員株式給付規程に規定する事項が生じた場合、給付を受けた株式及び金銭に相当する経済価値の返還請求を受ける場合があります。

当社の株式報酬制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本制度は、2006年9月27日開催の第23期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額3億円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠となります。

## ② 社外取締役の報酬等

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、固定の月額報酬で構成され、業績連動報酬及び株式報酬はありません。固定の月額報酬は、個人別の金額を支給しています。当事業年度は、社外取締役が特別な利害関係を有することから公平性と透明性を確保するため、取締役会がその具体的内容の決定を代表取締役社長佐藤邦光に委任する旨の決議をし、受任した同氏が当社の報酬決定方針に沿って決定しています。

## ③ 指名・報酬委員会

当社は、「指名・報酬委員会規則」に基づき、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置、運営しています。指名・報酬委員会は、独立社外取締役2名全員及び代表取締役社長で構成され、社外役員の構成が過半数を超えることで外部的な視点を確保したうえで、取締役から諮問を受けた取締役候補者及び監査役候補者の指名と、報酬に係る議題について審議のうえ意見を集約し、取締役会に答申します。このような指名・報酬委員会の設置、運営が、取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任の強化に寄与しています。

指名・報酬委員会は2024年6月期に8回開催され、各開催時間は1時間程度でした。主な議題として、取締役及び執行役員のあるべき構成、常勤取締役の報酬制度の見直しについて、社外監査役3名全員がオブザーバとして立ち合い、検討、議論を行いました。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申を受け、2020年9月9日の定時取締役会にて決議した現行の報酬制度が、業績連動部分の構成比が40%を超え、取締役にとって当社の中長期的な飛躍に資すると判断し、同報酬制度を2023年9月まで継続しましたが、取締役報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値拡大に向けた長期インセンティブ効果等を踏まえ、退職慰労金制度の廃止、株式報酬制度の導入を答申し、2023年8月23日の定時取締役会にて定時株主総会の議案とすることを決議しました。

なお、取締役会は、2023年9月27日に開催した定時取締役会において、独立社外取締役三木健一、独立社外取締役渡部晃、代表取締役社長佐藤邦光の3名を指名・報酬委員会委員に選任することを決議しました。併せて指名・報酬委員会は、同日開催した指名・報

酬委員会において、独立社外取締役三木健一を指名・報酬委員会委員長に選任しました。

#### ④ 監査役の報酬等

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。業務執行から独立した監査役の報酬は、固定の月額報酬で構成され、業績連動に報酬及び株式報酬はありません。

#### ⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分		報酬等の総額 (千円)	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額 (千円)			
				固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	株式給付金
取締役	社外取締役	11,835	2	11,702	—	132	—
	上記を除く取締役	85,330	3	47,045	28,870	495	8,920
	合計	97,165	5	58,747	28,870	627	8,920
監査役	社外監査役	15,233	3	15,048	—	185	—
	上記を除く監査役	11,822	1	11,700	—	122	—
	合計	27,055	4	26,748	—	307	—

(注) 1. 業績連動報酬(賞与)は、当事業年度(2023年7月～2024年6月)における役員賞与引当金繰入額です。

2. 退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額です。

3. 当事業年度末現在の取締役6名(うち社外取締役は2名)、監査役は5名(うち社外監査役は3名)であります。上記の取締役及び監査役の支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役1名及び監査役1名が在任しているためです。

## 5. 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役渡部晃氏は、渡部晃法律事務所の弁護士及び東京大学先端科学技術研究センターの上級客員研究員を兼務しております。

なお、当社は同事務所の所属弁護士と顧問契約をしておりますが、取引の規模、内容等の重要性を考慮して、株主及び投資家等の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、その概要の記載を省略いたします。また、東京大学先端科学技術研究センターとの間に重要な取引関係はありません。

- 取締役三木健一氏は、一般財団法人全国山の日協議会の常務理事を兼務しております。

なお、当社は同協議会の賛助会員ですが、重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

- ・監査役佐藤宏氏は、株式会社アクシスの社外取締役及び株式会社テリロジーホールディングスの社外監査役を兼務しております。  
なお、当社と重要な兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役竹林昇氏は、株式会社DXAの代表取締役社長を兼務しております。  
なお、当社と重要な兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役堀江正之氏は、日本大学商学部の特任教授、情報セキュリティ大学院大学の客員教授、システム監査学会の副会長、日本監査研究学会の理事及び日本ガバナンス研究学会の理事を兼務しております。  
なお、当社と重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

## ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	渡 部 晃	当期開催の取締役会22回のすべてに出席し、また、議案審議等につき必要に応じ、主に弁護士として法律専門知識を活かし、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、独立した客観的な立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
社外取締役	三 木 健 一	当期開催の取締役会22回のすべてに出席し、また、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者の経歴と業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、独立した客観的な立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
社外監査役	佐 藤 宏	当期開催の取締役会22回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会20回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者としての経歴と業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。
社外監査役	竹 林 昇	当期開催の取締役会22回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会20回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者としての経歴とIT業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。
社外監査役	堀 江 正 之	当期開催の取締役会22回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会20回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に大学教授として学術的な知識と、日本監査研究学会理事を務め、その豊富な経験を活かし、客観的な立場から経営全般の監視と助言を行っております。

### Ⅲ. 株式に関する事項（2024年6月30日現在）

#### 1. 株式の状況

1. 発行済株式の総数 26,340,000株
2. 株主数 10,432名

#### 3. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
大 日 本 印 刷 (株)	13,330,700	50.73
安 達 一 彦	2,394,900	9.11
インテリジェントウェイブ従業員持株会	509,000	1.94
(株)日本カストディ銀行(信託口)	447,800	1.70
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	444,400	1.69
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	442,700	1.68
溝 田 久 子	314,300	1.20
J P モ ル ガ ン 証 券 (株)	242,256	0.92
西 野 秀 樹	209,000	0.80
(株)三菱UFJ銀行	200,000	0.76

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式(60,086株)を控除して算出しております。なお、自己株式には株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(98,200株)を含めておりません。

#### 2. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### **IV. 新株予約権等に関する事項（2024年6月30日現在）**

##### **1. 新株予約権の状況**

該当事項はありません。

##### **2. 当事業年度中の新株予約権交付の状況**

該当事項はありません。

##### **3. その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## V. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容・方法及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況等を精査し検討した結果、報酬等の額は相当であると判断いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定的な配当を維持することを基本方針としております。当事業年度から株主還元策を充実させることの一環として、配当性向を4割程度から5割程度へと引き上げ、中間配当を開始しました。

この基本方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、創立40周年の記念配当10円を加え、1株につき25円を予定しております。なお、すでに実施済みの中間配当金1株につき15円を含めました当事業年度の年間配当金は1株につき40円となり、前期に比べ20円の増配となります。

当社の剰余金配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。当社定款に、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定めております。

## VII. 株式会社の支配に関する基本指針

該当事項はありません。

## Ⅷ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制の基本方針として、取締役会において次のとおり「内部統制システム整備基本方針」を決議しております。

なお、「内部統制システム整備基本方針」においては子会社に係る規定を設けておりますが、報告時点において該当する子会社は存在しません。

### 1) 内部統制システム整備基本方針

#### 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。

また、コンプライアンス体制の維持、向上のために、「コンプライアンス・マニュアル」を整備して、社内研修等の教材に活用し、周知徹底を図る。

反社会的勢力対応の基本姿勢として「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を社内外に明確に宣言し、毅然とした態度で臨み、必要に応じて警察及び顧問弁護士、また外部専門機関（暴力追放運動推進センター）等に通報し、連携することで、これら反社会的勢力との関係を一切遮断する。

監査部は「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内諸規程を遵守して、社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要な情報については、法令に準拠した「文書管理規程」をはじめとする社内諸規程に基づき、電磁的記録を含む文書の作成、保存、管理及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ会社の事業活動の全般に係わる様々なリスク、又は不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」、「リスク管理細則」、「リスク管理委員会規程」を定め、当社の経営及び事業上の重要なリスクを管理する各会議体による統制と、各会議体によるリスク管理状況をモニタリングするリスク管理委員会の体制を整える。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。

また、取締役会には、取締役会で業務執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、担当業務の執行状況の報告を受ける。

取締役会の他では、取締役、執行役員、監査役及び各取締役に指名された幹部社員が出席する会議、本部長による会議、その他業務上必要とする重要な会議を定期又は適宜に開催し、的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。

### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である大日本印刷株式会社（以下、「DNP」という。）が定める「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に準拠し、DNPグループにおける一員としての業務の適正を確保する。

また、当社の子会社及び関連会社に対しては、当社にて「関係会社管理規程」をはじめ諸規程を整備し、その方針、規程に従い、グループ各社の自主性を尊重しつつ、当社グループとして透明性のある適切な経営管理を行う。さらに、子会社に対しては、業務の適正を確保すべく、次に掲げる①～④の体制を構築する。

① 当社の取締役は、子会社社長との定期的な会議や、子会社取締役会その他重要な会議に適宜出席することを通じて、子会社職務の執行に係る事項の報告を受ける。

また、子会社管理業務を管掌する当社経営管理本部は、子会社各部門から職務の執行に係る報告を受ける。

- ② 子会社においても当社の「リスク管理規程」を準用し、子会社が行う事業活動上のリスクを子会社でも独自に管理する体制を整備する。
  - ③ 当社の役員又は使用人が子会社取締役等を兼任し、当社が間接的に子会社経営に関与することにより、グループの経営方針に基づいた子会社業務を推進するとともに、子会社の職務の執行の効率化も確保する。
  - ④ 当社グループ全体で遵守すべき「企業行動基準」「コンプライアンス基本方針」を子会社においても遵守させ、法令及び定款に適合する体制を確保する。また、当社の監査部は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備し、子会社業務に対しても実施、点検、評価、改善を指導する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。
- 監査役より必要な命令を受けて業務を行う使用人は、当該業務に関しては、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、事前に監査役会の同意を得る。
- また、監査役の指示の実効性を確保するために、監査役から指示命令があった場合にはこれを最優先に取り扱い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。
7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人の当社の監査役への報告に関する体制
- 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時、又は、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上重要な事項について速やかに当社監査役に報告する。
- なお、報告した者に対しては、「内部通報者の保護に関する規程」に準じた保護と秘密保持に最大限の配慮をする。

8. 当社の監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社の監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社の監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要な助言又は勧告を行う。  
また、稟議書、報告書等を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて、代表取締役社長、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、監査部とも連携し、監査の実効性を高める。

## 2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

### 1. 重要な会議の開催の状況

当社は、取締役会を22回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、コンプライアンス体制の実効性について見直しを継続的に行いました。

「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を4回開催し、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。また、「業務運用管理委員会」を23回開催し、内部統制システムの運用状況の確認及び改善に係る具体的な施策の検討を行い、「リスク管理委員会」に報告しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役5名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長の指揮、監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

### 2. 法令遵守の状況

法令遵守を周知徹底するための社内研修を本年も実施し、取締役を含む対象者の全員が研修後の確認テストに合格しました。また、「内部通報者の保護に関する規程」を制定し、内部通報者保護の徹底を図るために、その運用方法として「内部通報制度」を外部の専門機関に委託する仕組みを導入し、その運用状況について、定期的に「リスク管理委員会」に報告しています。

### 3. 内部監査の状況

当期の内部監査は、専任者3名による監査部が実施しました。当期の重点監査項目の設定及びこれに基づいた内部監査計画書を策定し、期初に代表取締役社長の承認を受けたうえで、各部門への業務監査（重要テーマに基づく組織横断のテーマ別監査を含む）、経理部に対する会計監査、また個人情報保護に関する監査を行い、フォローアップを実施しました。監査の結果については監査調書及び内部監査報告書として取りまとめ、実施の都度、内部監査報告書により代表取締役社長、取締役、監査役及び被監査部門に報告、通知しており、社長とは定例報告会も毎月実施しました。また、監査部長は、半期に一度取締役会に出席し、内部監査の計画や実施状況、結果の概要について報告を行いました。なお、監査を通じて検出した不備や課題、対応中の事項については、改善指摘事項、観察事項及び注視事項に区分し、完了予定を明確にしたうえで、月次フォローアップとしてその進捗状況を継続して確認しています。

### 4. 監査役監査の状況

監査役は5名（うち独立社外監査役3名）で、常勤監査役は1名です。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準、監査方針、監査計画に基づき、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役会の意思決定及びその運営手続きについて監査し、代表取締役をはじめとする各取締役や各部門の上席管理者への定期的な聴取や内部監査部門からの監査報告により、各部門の業務執行状況を含め取締役の職務執行状況を監査しています。また、財務報告体制、会計処理、財務諸表等の適法性等の監査や会計監査人による定期的な報告を受けることにより、会計監査を実施しています。

なお、監査役の職務を円滑に行うために、監査役室員（兼務者1名）が監査役の職務遂行を補佐しています。

### 5. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」の定めにより、反社会的勢力と関与せず、また、反社会的勢力による被害を防止するために、次に掲げる基本原則を遵守して反社会的勢力に対応しています。

- (1) 反社会的勢力の対応は、会社組織として行う。
- (2) 情報入手や共有のため、外部専門機関と連携する。
- (3) 業務上の取引を含め、一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 事業上あるいは当社役員及び社員の不祥事等を隠蔽するための裏取引や資金提供を行わない。

代表取締役社長は、反社会的勢力の存在が当社並びに当社の役員及び社員に対するリスクであると認識し、反社会的勢力に関する情報を集約し、対応を協議する体制を構築するため、反社会的勢力への対応は人事総務本部長が所管し統括し、人事総務本部長は、総務部長を不当要求防止責任者に任命しております。

外部専門機関との連携による情報収集については、不当要求防止責任者を中心として、外部専門機関である暴力追放運動推進センターの担当者或いは管轄の警察署の暴力担当課の担当者等と平素より意思疎通を行い、有事の際に協力を求められる関係を構築するよう努め、また、暴力追放運動推進センターが行っている各種セミナーや研修に参加することにより、反社会的勢力への対応手段や不当要求に対する対応手順の最新情報を日常的に収集しております。

適切な反社会的勢力への対応を周知徹底するための社内研修を実施し、取締役を含む対象者の全員が研修後の確認テストに合格しました。

---

(本事業報告中の記載数字は、金額、販売量及び件数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

# 貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,279,761</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,806,548</b>
現金及び預金	4,820,601	買掛金	632,961
受取手形、売掛金及び契約資産	2,453,677	リース負債	1,207
商品及び製品	138,811	未払金	347,215
仕掛品	206,116	未払費用	218,908
原材料及び貯蔵品	21,225	未払法人税等	539,228
前渡金	1,210,595	前受金	4,517,696
前払費用	422,403	賞与引当金	146,788
その他	6,329	役員賞与引当金	307,703
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,567,742</b>	その他	28,870
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,297,691</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>818,116</b>
建物	250,045	リース負債	1,006
構築物	584	退職給付引当金	626,850
工具、器具及び備品	960,654	株式給付引当金	4,193
リース資産	2,012	役員株式給付引当金	8,920
土地	84,394	資産除去債務	97,192
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,996,098</b>	その他	79,954
ソフトウェア	3,119,998	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,624,665</b>
ソフトウェア仮勘定	872,292	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	3,806	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,709,542</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,273,952</b>	資本金	843,750
投資有価証券	1,314,398	資本剰余金	573,099
関係会社株式	24,680	資本準備金	559,622
長期前払費用	95,219	その他資本剰余金	13,477
繰延税金資産	485,451	利益剰余金	7,419,262
その他	354,203	利益準備金	18,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,847,503</b>	その他利益剰余金	7,401,262
		別途積立金	2,600,000
		繰越利益剰余金	4,801,262
		自己株式	△126,570
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>513,296</b>
		その他有価証券評価差額金	513,296
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,222,838</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,847,503</b>

# 損益計算書

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,518,293
売 上 原 価		9,810,299
売 上 総 利 益		4,707,993
販売費及び一般管理費		2,677,036
営 業 利 益		2,030,956
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
有 価 証 券 利 息	3,364	
受 取 配 当 金	50,603	
受 取 保 険 金	17,503	
そ の 他	11,354	82,843
営 業 外 費 用		
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	5,256	
支 払 補 償 費	28,230	
そ の 他	7,329	40,816
経 常 利 益		2,072,983
税 引 前 当 期 純 利 益		2,072,983
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	757,958	
法 人 税 等 調 整 額	△105,752	652,206
当 期 純 利 益		1,420,777

## 株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年7月1日残高	843,750	559,622	13,477	573,099
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株式給付信託による自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）				
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2024年6月30日残高	843,750	559,622	13,477	573,099

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
2023年7月1日残高	18,000	2,600,000	4,300,282	6,918,282
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△919,797	△919,797
当期純利益			1,420,777	1,420,777
自己株式の取得				
株式給付信託による自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）				
当事業年度中の変動額合計	—	—	500,979	500,979
2024年6月30日残高	18,000	2,600,000	4,801,262	7,419,262

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年7月1日残高	△26,712	8,308,419	491,222	491,222	8,799,641
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△919,797			△919,797
当期純利益		1,420,777			1,420,777
自己株式の取得	△31	△31			△31
株式給付信託による自己株式の取得	△99,825	△99,825			△99,825
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			22,073	22,073	22,073
当事業年度中の変動額合計	△99,857	401,122	22,073	22,073	423,196
2024年6月30日残高	△126,570	8,709,542	513,296	513,296	9,222,838

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券 市場価格のない 時価法

株式等以外のも （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売  
の： 却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない 移動平均法による原価法

株式等：

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・貯蔵品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿  
価切り下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）  
並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に  
ついては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能  
期間（5年）に基づく定額法によっております。また、販売目的の  
ソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額又は当該ソ  
フトウェアの残存有効期間（3年）に基づく定額法償却額のいずれ  
か大きい額を計上する方法によっております。

##### (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

- (5) 株式給付引当金 執行役員への当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金 役員への当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### 顧客との契約から生じる収益

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、ソフトウェア開発、製品・商品、保守・サービスの販売を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社は、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

#### ①ソフトウェア開発

ソフトウェア開発の提供を収益の源泉とする取引には、請負契約又は準委任契約によるシステム開発等があります。

請負契約による取引の一部については、一定の期間にわたり履行義務が充足されていくものと判断しており、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しております。顧客に請求する日より先に認識された収益は、契約資産として認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

#### ②製品・商品

製品・商品販売を収益の源泉とする取引には、ハードウェア・ソフトウェア販売等があります。

ハードウェア・ソフトウェア等の顧客への製品・商品引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

ソフトウェア販売のうち、当社製セキュリティ対策製品の販売は、顧客への出荷と引き渡しの時点で重要な相違はなく、出荷時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから履行義務が充足されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

### ③サービス

サービスを収益の源泉とする取引には、保守・サブスクリプション・クラウドサービス等があります。

このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。ただし、金額が重要ではない場合、保守・サービス開始月に一時の収益として認識しております。

## 追加情報

役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託（BBT）の導入

当社は、2023年9月27日開催の第40期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止し、当事業年度より、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を導入しています。

役員退職慰労金については、廃止を決議した株主総会終結時までの在任期間に応じて、打ち切り支給を行うこととし、その贈呈の時期については各役員のリ退職時に支払うこととします。

これにより当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、「役員退職慰労引当金」に計上しておりました13,910千円を「長期末払金」として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

#### （1）取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

#### （2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において99,825千円、98,200株です。

#### （3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」(前事業年度3,168千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

## 貸借対照表に関する注記

- |                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額               | 1,458,499千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く) |             |
| 短期金銭債権                          | 498,794千円   |
| 短期金銭債務                          | 310,417千円   |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	1,392,660千円
営業取引 (支出分)	783,926千円
営業取引以外の取引 (収入分)	3,390千円
営業取引以外の取引 (支出分)	703千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 |             |
| 普通株式                   | 26,340,000株 |
| 2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数  |             |
| 普通株式                   | 158,286株    |

(注) 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式98,200株が含まれております。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月27日 定時株主総会	普通株式	525,598	20	2023年6月30日	2023年9月28日
2024年2月7日 取締役会	普通株式	394,198	15	2023年12月31日	2024年3月18日

(注) 2024年2月7日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に係る配当金1,473千円が含まれています。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	656,997	25	2024年6月30日	2024年9月26日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に係る配当金2,455千円が含まれています。

4. 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税損金不算入額	30,044千円
商品評価損否認額	2,026千円
賞与引当金損金不算入額	87,424千円
前受金益金算入額	364,852千円
減価償却超過額	9,384千円
退職給付引当金損金不算入額	191,549千円
株式給付引当金損金不算入額	4,015千円
投資有価証券評価損否認額	16,997千円
ソフトウェア臨時償却費否認額	9,845千円
資産除去債務	29,760千円
その他	53,125千円
小計	799,026千円
評価性引当額	△78,390千円
繰延税金資産合計	720,635千円
繰延税金負債との相殺	△235,184千円
繰延税金資産の純額	485,451千円

(繰延税金負債)

投資有価証券評価差額金	△226,536千円
資産除去債務	△8,647千円
繰延税金負債合計	△235,184千円
繰延税金資産との相殺	235,184千円
繰延税金負債の純額	－千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、短期的な預金等を中心に一部の余剰資金は長期預金等で運用を行っております。資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については、リスクヘッジのために利用し、投機目的の取引については行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクが存在します。

投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等が存在します。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内に支払期日が到来するものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に投資設備に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。投資有価証券のうち、満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象とし、信用リスクを軽減しています。

##### (イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、満期保有目的の債券以外のものは、当社の事業拡大を目的としたもので、主に業務上の関係を有する企業の株式への投資であり定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に確認しております。

##### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、財務経理担当部門で月次において将来一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	300,000	300,965	965
その他有価証券	1,004,173	1,004,173	—
資産計	1,304,173	1,305,138	965
(1) リース債務	2,213	2,186	△26
負債計	2,213	2,186	△26

なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	10,224
関係会社株式	24,680

上記については、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,820,601	—	—	—
売掛金	2,073,514	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	300,000	—	—
合計	6,894,115	300,000	—	—

(注) リース債務の決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
リース債務	1,207	1,006	—	—	—
合計	1,207	1,006	—	—	—

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,004,173	—	—	1,004,173
資産計	1,004,173	—	—	1,004,173

#### ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	300,965	—	300,965
資産計	—	300,965	—	300,965
リース債務	—	2,186	—	2,186
負債計	—	2,186	—	2,186

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### リース債務（1年内返済予定含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

#### 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

売上高	
ソフトウェア開発	5,554,040
当社製品	184,001
システムサービス	13,800
他社製品	1,166,503
保守	3,465,587
他社製品保守	747,982
サービス自社	2,757,528
サービス他社	628,850
合計	14,518,293
収益認識の時期	
一時点で移転される財及びサービス	3,779,761
一定期間にわたり移転される財及びサービス	10,738,532
合計	14,518,293

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,073,514
契約資産 (期末残高)	380,162
契約負債 (期末残高)	4,517,696

契約資産は主に、システム開発における顧客との契約において進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時点で売上債権へ振替えられます。

契約負債は主に、サービスにかかる顧客から受領した通常1年～5年分の前受金に関連するものであります。契約負債は、計算書類上「前受金」に計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,232,956千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	7,219,724
1年超2年以内	3,184,258
2年超3年以内	2,810,329
3年超	3,370,399
合計	16,584,711

## 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	24,680千円
持分法を適用した場合の投資の金額	169,178千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	17,431千円

## 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び主要株主（会社等に限る）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大日本印刷(株)	(被所有) 直接 50.76%	当社製品の販 売、受託開 発、製品の仕 入	ソフトウェア 開発等	1,349,313	売掛金	137,614
				セキュリティ 製品の仕入等	167,699	前受金	241,963
				カード印刷、 ハウジング料 等	154,841	前渡金	347,361
						未払金	27,993

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
当社との関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1.1 株当たり純資産額 352円26銭
- 2.1 株当たり当期純利益 54円19銭

(注) 当社は、当事業年度より株式給付信託（BBT）を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。  
当事業年度において控除した当該自己株式の期末発行済株式総数は98,200株、期中平均株式数は60,469株です。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

### 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該期間の国債の流通利回り0.00%～1.52%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,050千円
時の経過による調整額	141千円
期末残高	<u>97,192千円</u>

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月14日

株式会社インテリジェント ウェイブ  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 井上 道明  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 玉井 信彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテリジェント ウェイブの2023年7月1日から2024年6月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人 三優監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月16日

株式会社インテリジェント ウェイブ 監査役会

常勤監査役 松田 剛 ㊟

監査役 別府直之 ㊟

社外監査役 佐藤 宏 ㊟

社外監査役 竹林 昇 ㊟

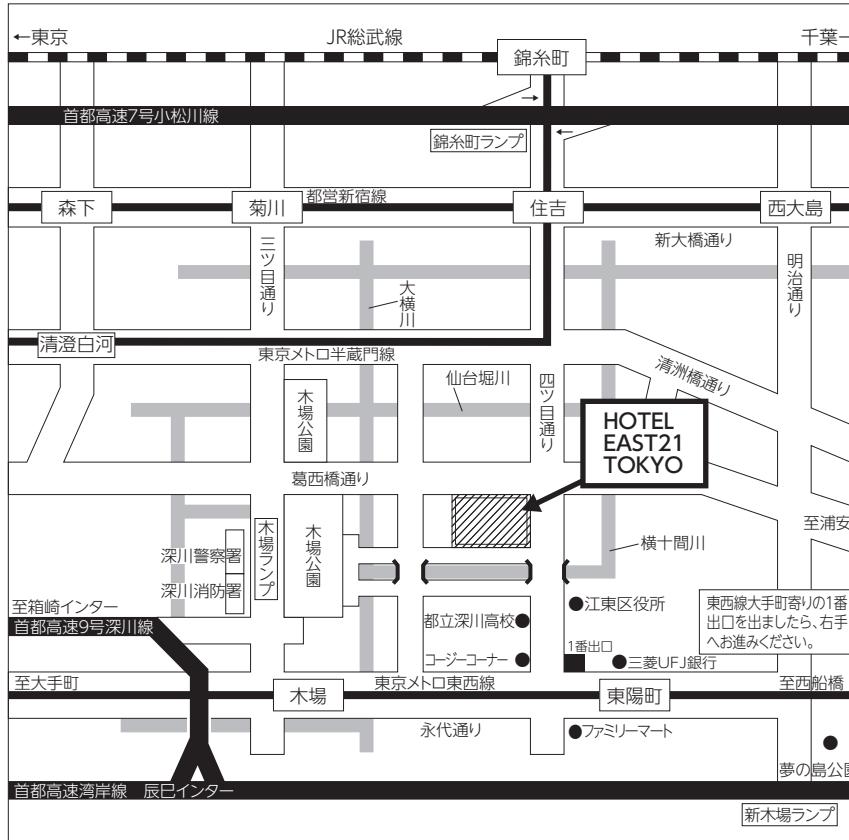
社外監査役 堀江正之 ㊟

(注) 監査役佐藤宏、監査役竹林昇及び監査役堀江正之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

日時 2024年9月25日(水曜日) 午前10時  
 会場 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」  
 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
 TEL: 03 (5683) 5683



## <交通のご案内>

- 地下鉄
  - ・東陽町駅 [東京メトロ東西線] 下車、徒歩約7分  
東陽町駅1番出口(大手町寄り)より右手へお進みください。
  - ・住吉駅 [都営新宿線・東京メトロ半蔵門線] 下車、  
バス約10分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(ホテルイースト21東京)下車]。
- J R
  - ・錦糸町駅 [J R 総武線] 下車、  
バス約15分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(ホテルイースト21東京)下車]。
- タクシー
  - ・東京駅 [J R 山手線・各線・新幹線] より約15分
  - ・錦糸町駅 [J R 総武線] より約10分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

